

『小規模工事等契約希望者登録制度』の登録を受け付けます

市では、『小規模工事等契約希望者登録制度』の登録を次のとおり受け付けます。

午前9時～午後5時
《受付場所》
市役所財政課
《登録できる方》
○八街市内に主たる事業所（本社・本店）または住所（住民登録）を有する方（建設業の許可の有無、経営の形態、従業員数は問いません）

《登録できない方》
○成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ていない方
○平成23・24年度の八街市建設工事等指名競争入札参加資格審査を申請された方

《登録有効期間》
6月1日～平成25年5月31日（2年間）

この制度は、市内小規模事業者の受注機会の拡大と育成を図るため、八街市が発注する設計金額50万円以下の小規模な建設工事および修繕の受注・施工を登録された方々の中からお願いする制度ですが、受注された建設工事および修繕は、自ら履行することを原則とし、一括下請け（丸投げ）はできませんので、必ず自ら施工できる範囲の業種（別表業種一覧の中から最大3業種まで）を登録してください。

《その他》
○受付期間終了後も随時申請を受け付けますが、登録有効期間は、登録を受け付けた月の翌月1日から平成25年5月31日までとなります。

なお、契約は、見積もりをいただいた方のうち、最も低い額を見積もった方と交わします。

○登録有効期間が終了する際は、改めて登録していただきます。

※見積もりを依頼する場合には、一部の方に偏ることのないよう努めてまいります。登録されたことが、必ずしも見積もりの依頼や契約を約束するものではありません。あらかじめご了承ください。

○登録された方の名簿は、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）する場合があります。

詳しくは、市役所財政課
443-1117へ。

○登録申請に必要な書類は、財政課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

《受付期間》
5月9日～20日
（土曜・日曜日を除く）

○市税納税確認承諾書
○法令などにより資格、免許などを必要とする業種（電気工事、管工事など）

を希望する場合には、それらを有することを証明する書類の写し

すでに登録されていて引き続き登録を希望される方
○市税納税確認承諾書と印鑑を持参してください。
（登録申請書および納税証明書などは不要）

《登録有効期間》
6月1日～平成25年5月31日（2年間）

《その他》
○受付期間終了後も随時申請を受け付けますが、登録有効期間は、登録を受け付けた月の翌月1日から平成25年5月31日までとなります。

○登録有効期間が終了する際は、改めて登録していただきます。

○登録された方の名簿は、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）する場合があります。

○登録申請に必要な書類は、財政課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

業種一覧

【別表】

No	業種名	具体的な工事例
1	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事など
2	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事など
3	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、土工事、コンクリート工事、土留工事、道路付属物設置工事、外構工事、はつり工事など
4	屋根工事	屋根ふき工事など
5	電気工事	送配電線工事、引込線工事、照明設備工事など
6	管工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス配管工事など
7	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積（張）工事、れんが積（張）工事、タイル張工事など
8	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事など
9	板金工事	板金加工取付工事など
10	ガラス工事	ガラス加工取付工事など
11	塗装工事	塗装工事など
12	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事など
13	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張工事、内装間仕切工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事など
14	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、公園設備工事、園路工事など
15	さく井工事	さく井工事など
16	建具工事	金属製・木製建具取付工事、サッシ取付工事、シャッター取付工事、ふすま工事など

八街市職員採用試験（一般行政上級）

市では、平成24年4月1日付けで採用する職員の採用試験（第1次試験）を平成23年度印旛郡市職員採用共同試験により実施します。なお、印旛郡市職員採用共同試験の受験申し込みは、1市町に限り、併願が判明した場合は、失格となります。

また、共同試験の申込書などは5月上旬から総務課で配布する予定です。
○採用予定職種および人数
と き 7月24日（日）
受 付 午前8時30分～

○受験資格
昭和51年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません）
平成24年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方（平成24年3月までに卒業する見込みの方を含む）
○第1次試験（印旛郡市職員採用共同試験）
6月6日～17日
午前9時～午後5時
（土曜・日曜日を除く）
※郵送の場合は6月17日消印有効
詳しくは、市役所総務課
443-1113へ。